

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公開番号】特開2020-151126(P2020-151126A)

【公開日】令和2年9月24日(2020.9.24)

【年通号数】公開・登録公報2020-039

【出願番号】特願2019-51880(P2019-51880)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 6 0 5 D

A 6 3 F 5/04 6 0 5 B

【手続補正書】

【提出日】令和3年5月19日(2021.5.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

「N」個のリールを備え、

クレジット数が上限値であるときに、所定抽選結果が決定され、「N-1」個のリールが停止している状況下で、「N」個目のリールに対応するストップスイッチの操作が受け付けられて、遊技媒体の付与が行われる特定図柄組合せが停止表示される遊技(以下、「特定の遊技」と称する。)において、「N」個目のリールに対応するストップスイッチの操作が受け付けられたときは、「N」個目のリールを停止させるための励磁出力を所定期間に亘って実行可能とし、「N」個目のリールが停止した後も当該励磁出力を当該所定期間が経過するまで継続可能とし、

前記特定の遊技において、「N」個目のリールに対応するストップスイッチの操作が受け付けられた後、「N」個目のリールを停止させるための励磁出力を実行する前記所定期間が経過する前の所定のタイミングで「N」個目のリールに対応するストップスイッチが離された場合には、前記所定期間が経過した後にホッパーの駆動信号を出力可能とし、

クレジット数が「0」であるときに、前記所定抽選結果が決定され、「N-1」個のリールが停止している状況下で、「N」個目のリールに対応するストップスイッチの操作が受け付けられて、前記特定図柄組合せが停止表示される遊技(以下、「所定の遊技」と称する。)において、「N」個目のリールに対応するストップスイッチの操作が受け付けられたときは、「N」個目のリールを停止させるための励磁出力を前記所定期間に亘って実行可能とし、「N」個目のリールが停止した後も当該励磁出力を当該所定期間が経過するまで継続可能とし、

前記所定の遊技において、「N」個目のリールに対応するストップスイッチの操作が受け付けられた後、「N」個目のリールを停止させるための励磁出力を実行する前記所定期間が経過する前の前記所定のタイミングで「N」個目のリールに対応するストップスイッチが離された場合には、前記所定期間が経過した後にクレジット数を加算可能とする

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0005】**

本発明は、以下の解決手段によって上述の課題を解決する（かっこ書きで、対応する実施形態の構成を示す。）。

本発明（第29実施形態）は、

「N」個（3個）のリール（31）を備え、

クレジット数が上限値（「50」）であるときに、所定抽選結果が決定され（たとえば、役抽選手段61で当選番号「10」に当選し、小役A1条件装置が作動して、15枚の払出しとなる小役01、又は3枚の払出しとなる小役13～17のいずれかが入賞可能となり）、「N-1」個のリールが停止している状況下で、「N」個目のリールに対応するストップスイッチの操作が受け付けられて、遊技媒体の付与が行われる特定図柄組合せ（たとえば、3枚の払出しとなる小役13に対応する図柄組合せ）が停止表示される遊技（以下、「特定の遊技」と称する。）において、「N」個目のリールに対応するストップスイッチの操作が受け付けられたときは、「N」個目のリールを停止させるための励磁出力を所定期間（当初明細書「2271」における「201.06ms」間）に亘って実行可能とし、「N」個目のリールが停止した後も当該励磁出力を当該所定期間が経過するまで継続可能とし、

前記特定の遊技において、「N」個目のリールに対応するストップスイッチの操作が受け付けられた後、「N」個目のリールを停止させるための励磁出力を実行する前記所定期間が経過する前の所定のタイミングで「N」個目のリールに対応するストップスイッチが離された場合には、前記所定期間が経過した後にホッパーの駆動信号を出力可能とし、

クレジット数が「0」であるときに、前記所定抽選結果が決定され、「N-1」個のリールが停止している状況下で、「N」個目のリールに対応するストップスイッチの操作が受け付けられて、前記特定図柄組合せが停止表示される遊技（以下、「所定の遊技」と称する。）において、「N」個目のリールに対応するストップスイッチの操作が受け付けられたときは、「N」個目のリールを停止させるための励磁出力を前記所定期間に亘って実行可能とし、「N」個目のリールが停止した後も当該励磁出力を当該所定期間が経過するまで継続可能とし、

前記所定の遊技において、「N」個目のリールに対応するストップスイッチの操作が受け付けられた後、「N」個目のリールを停止させるための励磁出力を実行する前記所定期間が経過する前の前記所定のタイミングで「N」個目のリールに対応するストップスイッチが離された場合には、前記所定期間が経過した後にクレジット数を加算可能とする

ことを特徴とする